

部落問題文芸作品選集

第10卷

実 録 おこよ源三郎

広津柳浪 何 の 罪

ロード・レ
デステール エタ娘と旗本

世界文庫版

部落問題文芸作品選集 第十卷

昭和四十九年二月二十六日発行

発行者

松 本 富 夫

発行所

株式会社 世界文庫

東京都目黒区洗足二―二二―一五

電話(〇三三) (七一六) 六一五一(代表)

(七二三) 九二四四(夜間)

振替 東京 七八四九八番 千一五二

落丁、乱丁本はお取替えいたします。

おこよ源三郎 『月鼈玉の興』

此の物語は、安永六年の櫻時に始まつて、同九年に終つてゐる。博徒泥鰌遣はずの半次と藤澤宿の飯盛おふぢ、大工勇次郎と品川宿の飯盛塵塚お松、この二組の情事を挿話として、可なり此の當時の情調を寫し出してはあるが、眼目とする所は非人の娘おこよと旗本座光寺源三郎との特殊な戀物語の興味に存する。

源三郎は七百石の旗本の長男として生れたが、兩親を失つて間もない十五歳から遊蕩に身を持崩した。ある春の日、吉原の遊女の許へ行く途中、新大橋の橋袂で雪駄の鼻緒を立てさせながら、そこへ通りすがつた二人の女太夫の中から、目元涼しく愛嬌を含んだおこよの美貌を見出した。そしてその雪駄直しが舊出入の左官職であつたを幸ひ、早速おこよに意を通じさせた。

おこよは法恩寺橋の小屋頭喜六の一人娘で、公然とは花見に行けない身分の悲しさに、

人目には派出な女太夫となり、他所ながら花見の有様を見に出かけて源三郎に見初められたのであつた。やがて二人の間は取結ばれ、三圍稻荷の茶屋で逢引をした。次いで源三郎はおこよを正妻とする順序として、懇意の賣卜者を親元に仕立て、親類をも欺いて公然と華燭の典を挙げた。が三年の後に事露はれ、源三郎は改易の上死罪となるのである。

此の物語の實説として傳へられてゐるものに二種類ある。麻布の三軒屋に邸宅があつた旗本座光寺藤三郎が若い中から身持が悪く、折角貰つたお雪といふ妻女をも顧みずして遊蕩に耽つてゐる中、お雪が琴三味線の相手をさせる爲めに招ぶ替女のお八重に手を附け一人の男子をさへ儲けたが、それらの爲めに藤三郎は親戚や知友から義絶された。これを見たお雪は意を決して諫め、生害を勧めたが、無恥なる藤三郎は不屈きな女だと罵詈して何處へか出て行つた。お雪は詳細なる諫止の遺書を藤三郎に致して自害した。此の事やがて評定所の知るところとなり、改易の上永預を申付けられ、座光寺家は此の五代を以て斷絶し、節婦お雪の名のみを留めた。此の事實と時人の目

を惹いた女太夫とを聯關せしめて脚色せられたものが本篇であるといふのである。他の一説によると、安政三年の暮に小普請組神尾若狹守支配高三百俵座光寺藤三郎といふ者が、兼ねて借金のある高利貸を、麻布古川町の下水へ切落した罪によつて、翌四年五月十八日に改易を命ぜられた。此の事件とその同じ年に、御家人某が女太夫と通じて出奔した事實とを取合せて、構想されたものであるといふのである。此の兩説中では後者に多くの信を繋ぐべきであるとは思ふが、判然しないから併せ記しておく。然しいづれにしても女太夫、烏追なるもの、婀娜な姿が著しく人目を惹き、又從つてさまざまの情話がそこから生れたであらう。即ちそれらの女太夫に關する情話をして最も效果的に對照の妙あらしむべく、地位名分に月鼈の相違ある旗本と結びつけて、巧妙なる戀物語に編み上げたものであることは疑ふを要しない。

座光寺一件の眞偽は別として、本篇に於ける源三郎は、安永以降の暗潮たる士風の頹廢を遺憾なく語つてゐる。又彼れに關する記述は遊治郎の衣裝、風俗、感情等を傳へ、又かのおふぢやお松に就いては、宿場女郎たる飯盛女の面影を偲ばせる。雪駄直

しの長五郎や博徒半次は化政以後に於ける江戸近在の博徒、長脇差の先驅をなすものとも認められる、が此の機會を利用して、『おこよ源三郎』一篇の花形であり、核心を成す所の女太夫に就いて特に蛇足を添へておきたい。

女太夫といふのは、非人の娘や女房が菅笠を冠り三味線を抱へて、町家へ錢貰ひに出るのを指していふのであるし、鳥追といふと女太夫が正月の元日から十五日までを限つて編笠を冠つて出る時のことである。(鳥追なる語源や因由には尙語らねばならぬ事もあるが、煩はしいから今此處には省く。)鳥追は實に江戸の市井の初春を彩つた、いかにも清新艶麗な錦繡中の好景物であつた。而して彼等の多くは美人であつた、といふのは、心中未遂の爲めに非人に落された遊女や地女の尤物が主に出たからである。鳥追の冠る笠の紐は紅鹿子の絞りで、それを白い顎に結び、瀟洒な木綿中形の着附、帶も木綿であるが、これも凝つた中形を擇んで引掛に結ぶ。水色の脚絆、白足袋に日和下駄といふ拵へ、身に着ける物としては不綿ばかりであつたが、袖口と半襟だけは縮緬を附けてそれが妙に引立つて粹美に見えた。身分のない賤民であるから縞物は用ひ

られなかつたが、その代り木綿の中形は特に意匠を凝らし、夏冬とも變つた反物を染めたもので、それに對しては特別な呉服屋——例へば幕末に於ける（日本橋區）照降町てりふりちやうの伊勢屋、神田明神下の澤の井の如きが專賣として供給したものであるといふ。で、その頃普通の木綿の中形は、一反二朱に過ぎなかつたが、彼等のは特に斬新な意匠を施し、染そめに注意した爲めに三四倍もの價格に上つたといふ。

（序ながら附加しておくが、鳥追みどりの收入は時によつて一樣ではないが、よい時には松の内に二兩二分位の貰ひはあつたといふ。）

目次

おこよ源三郎	1
何の罪	119
エタ娘と旗本	171

おこよ源三郎

座光寺源十郎出世の事

并召仕お庭忠義の事

初空と、もに今年の封切は、氏なきおこよが玉の輿かき顯はせし事故は、昔々／＼の物語り、享保の頃のこととかや、七百石の俸祿を賜はりたる御旗本に、座光寺源三郎と言者有り、其由緒を尋るに、先祖は少祿の御家人なりしが、何代目の人によ、座光寺源十郎と云れし人時の執權柳澤出羽守に詔らひ、少しの功も大いに賞美せられ、年々加増を賜りて終に七百石の御旗本となりしは、是皆柳澤の最臣に依てなり、然るに柳澤侯には御大老役召放され、御咎めを蒙りしに付、座光寺も力を落し、如何なる側杖にも逢んかと、常惑の體なりしが、元より世才に長し者なれば又々權家へ取入り、媚詔らひ其時の難をも逃れたり、其人より三代目を源太郎と呼び、此人性急短慮にして、下を無恤の事なく勤向は忌嫌ひ、病氣と申立小普請入をなし、飲酒に耽り女色に溺れ、先祖よりの内福に任せ妾を選みて抱へしが、是に現を拔し奥方はあれ共無が如くなれば、奥方には日々夜々に心を痛め歎くと雖も、殿には更に願見る事なく、只々妾をのみ寵愛なす中、殿の胤を妊しければ、猶も寵愛限りなく主を見習ひて

召仕小者迄も奥方を疎み、彼の妾に媚諂諂、奥方同様に持咄すにぞ、妾は増々驕慢ゆゑ、竝々の奥方なれば、渠を憎み殿を恨み思ふべきに、却て己を慎み、此事を少しも恨みとせず、日々妾の方へ養生ある様にと見舞ふは、實に有難き意榮なり、然るに殿は却て是を心能く思はず、何か奥方におち度あれかしと明暮思ひ居たりけるは、淺猿しき心にて、奥方の貞心とは雲泥の違ひなりと心ある者共は爪弾きなし、後々騒動の元なるべしと案じけるも道理なり、彼の泥中にも蓮の清きありとの諺宜なるかな、奥方の召仕にお庭と云る女あり、心さま素直なる者にて、平常忠實ノしく仕へけるゆゑ、奥方も是を憐れみ、折々褒美の品など遣すにぞ有難く思ひ、奥方の如き主人は外にあるまじと辛苦を厭はず勤めけるが、此節殿には奥方を憎み、妾のみ寵愛致さる、を見聞に付け、斯の如き貞實なる奥方を疎まれる殿の御心底如何なる天魔に魅入られ給ふや、是ぞ全く妾を抱へしよりの事なり、況や彼れは御胤を妊し、威勢朝日の昇るが如し、奥様の御心根を御察し申せば、實憎きは妾なり、且此儘にさし置ば御家の大事にも及ぶべし、然ば奥方に成代り妾を遠避る工夫こそ第一なれと、一人心を定めしは天晴賢良の女なり、然れども女の智恵才覺に及されば、左や右と案じ暮す中月日も立ち、最早妾は五月の緞帯の祝ひなりとて、親類中を呼集め賑々しく酒宴など有にぞ、お庭はいと心を悶え苦しめ共詮方無ければ、斯ては女の狼智恵に工風をせんより神力を借んこそ然るべしと、我が信する成田山不動明王を祈り、朝四ツ時迄斷食して三七日の内に妾の家出致す様にと一心不亂に祈りける、然れ

ども人盛んなる時は天も暫く是を置とかや、凡廿日程祈れども更に驗もなければ、お庭は如何にも残念に思ひ、又々願を掛假令我が一命に替ても妾の退身なす様にと願文を認め祈りしが、隠す事は顯はれ安く、誰云となくお庭は御寵愛のお妾を祈り殺さんとなすなど、殿の耳に入りければ、殿は元より短氣の性質故に其儘奥の間に馳行れ、奥方に向ひ「外面女菩薩内心女夜叉とは己れが事なり、憎き奴かな」と威猛高に成て匍らるゝに、奥方は何の仔細とも分らねば、只々驚き「殿には物に狂はせ給ふならん、何を申され給ふや」と云るゝを、猶も殿は立腹して「其仔細は汝が心に有ん、召仕なる庭に申付我胤を妊せし女を祈り殺さんとせし事重罪人なり、我先祖よりの餘光にて高祿を頂戴なすと雖も、只子なきを愁しに幸ひ世継ぎ出生なさば、俱に歡喜べきに神佛に祈誓を掛束を殺さんとは、よくと工みしぞ、人面獸心の女め」と足を上て奥方の頬面を蹴られしかば、其座に在合女中達是を止めけれども更に聞入ず、彌又大音に罵りながら奥方の髻を取て引廻すに奥方は只惱れ果て、泣より外の事なきを、用人ども此騒動を聞つけ馳來り、種々に諫宥めしかば、殿は漸々心を落付暫く默然として居られけり、

座光寺源太郎妾を愛す事

井源太郎短氣お庭を手討の事

斯て源太郎は思ひ直すと雖も、奥方の憎き日來に彌増、家來に向ひ「今度斯々の次第なり」と語られければ、「それは容易ならぬ事なれども確と御糺し有て然るべし、世には人の讒言も有者成に卒爾に奥方を咎め給ふは宜しからず」と諫めける故、殿にも外の者と違ひ、先代よりの家來殊に老功の者なれば、返答もなく居られしが、暫く有て申されけるは「我とて證據無事を申べきや謗人は妾が召仕の者なり、彼が申には奥の女中庭と申者毎夜垢離を取斷食をなして祈るよし、確と見留たり、是全く奥の言付に相違なし、憎き下女めが振舞、是へ連來れ、手討にせん」と大音に呼はり散すのみ、終に屋敷中の騒ぎとなりければ、お庭も此事を聞て大いに驚き、我至らぬ女の狼智恵に奥様にも申上す忠義の心にて致せし事も水の泡、奥様を無實の罪に陥さん事淺猿く、噫や奥様の我を恨ませ給ふならん、此上は我より名乗出で、如何様にも殿の思召にならんと、甲斐なくしくも支度を調べ、表へ出んとせし處へ、妾の召仕ひ兩三人來り「お庭どの御前へ召ます」と口々に呼立てるを「御召が無とも只今罷出る處なり」と皆々に先立殿の御前へ出しにぞ、殿には羅刹の如き顔色にて、お庭を發打と白眼み、己れ奥と申合せ、我愛妾の懷妊せしを妬み殺さんとする大罪人、率一打と拔放し切付らるゝを靠りと飛退き「先々申上度事有ば暫く御待下さるべし」と云へども聞ぬ一徹短氣「此期に及び待てなど、は未練千萬」と又切付れば、憐むべし、右の肩より乳の下へ切下られ、アツと一聲叫びながら、刀を左右の手にて確り握り「アラ情なや」と云つ、殿の顔を恨しけに見上、細き聲を振立て「此身は覺悟の上なれ

ども、殿には御子孫を思ひ永續を思召せば、那のお妾を遠避られ、何卒奥様に御不便を掛給へ、貞婦烈女とは彼御方の事なるべし、素性知ざる女の腹に懷妊を悦び給へども、母賤しき生れなれば自然御子も夫に似る者なり、奥様も未だ老給ふにあらざれども、君更に通はせ給はざる故に懷妊り給はず、私今度の事奥様より頼まれお妾を妬み祈りしに非ず、只殿を思ひ奥様の操正しきに感じ、我が命に懸て神佛に祈誓を籠しなり、必ず奥様の知らせ給ふ事にあらざれば、努々御疑ひを晴されて此儀御聞入下さるべし」と忠義に凝たる一念にて、通はぬ息を吞込み、漸々にして申にぞ、在合ふ人々只默然として居たりしが、其中に年老たる川人進み出で、下女には珍らしき忠義の者なり、渠が願ひを御聞入ある様に」と袖に縋りて諫めるを、殿には是まで一言半句もいはず、暫く默然として居られしが、不圖後ろを向れし時、襖の陰に立聞せし彼愛妾と顔を見合すれば、妾は頻りに指さし、て「渠を切すて給へ」と仕方で知らせければ、殿には此體を見るより再び狂人の如く、諫めし川人を只一打になし、返す刀にお庭の首を討れければ、是に驚き外の者共一人として諫め止むる者なく平伏してぞ居たりける、此時不思議なるは、今切られしお庭の首は殿を發打と白眼み「汝源太郎よく我が諫めを用ひず、斯く非道をなすからは、汝が妾の子成長するとき、我必ず祟りをなし畜生道へ導かん」と忿れる顔色夜叉の如く、身の毛も竪立ばかりなれども、殿には「小癪なり」と言樣再び首に切付け「心地能早々跡を片付よ」と云つゝ、奥へ入れけり、

源太郎一子源三郎成長の事

并源三郎家督相續の事

良藥口に苦く金言耳に逆ふとの諺宜なるかな、座光寺源太郎は用人竝に下女お庭の諫言聞入なく、終に手計にはなしけれども、此事世上へ流布する時は、家名にも係るべしと今更後悔して、外の家來共に堅く口止をなし、奥方へは猶さら何の沙汰もなく月日を過しけるに、此下女お庭の生國は、上總國なれども今は身寄の者一人も無れば、内々取片付けけると雖も、故障を云者更になく、其儘に打過て五六ヶ月立ける中、妾は産の氣付き、玉の様成男子出生せしかば、源太郎の悦び大方ならず、家來共も一同恐悦なりともてはやし、奥方も満足に思ひ、自ら殿へ申て我が子の如く手元へ引取り養育なしつ、源三郎とぞ名付ける、是に依て妾は猶更増長して我意をのみ振舞けるが、光陰は水の流るゝが如く、春立秋暮て六七年の星霜を経るに従ひ、殿には一子源三郎を寵愛する事大方成ず、手の内の玉と慈愛み、當年八歳なれば、手跡學問を學ばせけるに、其質發明の丞一を聞て十を知る才あるにぞ、世の愚敷子さへ可愛きは親の常、況んや利口發明なるに於てをや、其親の愛しみ一方ならざりしが、源三郎十四歳の時父源太郎は不圖病ひに臥ける處次第に重り、醫藥の驗もなく、終に黄泉の客となりしにより、奥方始め源三郎は云に及ばず、彼妾の歎き一方ならずと雖も、家來どもに諫められ漸く夫々

に野邊の送りをなし、初七日も過けるに、奥方は歎きの餘りにや又々病の床に付たりしが、殿の三十
五日に當る日はも死去せられければ、源三郎は重ね々歎きに力を落し茫然として爲こともなかり
しを、親類打寄奥方の葬式をも營み、後々の事ども諫め勵ませしにぞ、去者日々に疎く、歎きもいつ
となく薄らぎける、

又彼の妾は殿の遺言に依て上通りとなり、續いて奥方も死去せられし故猶も威光強く勢ひ盛んにして、
御部屋様とぞ稱へける、然ば源三郎は若年にて家督を繼ぎ、家内は己と實母のみにて心細く思へども、
元來發明の者なれば、祖父の代には役柄をも勤たるに、我が父は小普請にて暮せし事残念なれば、何
卒我が身立身せんものと思ひ、十六歳の年より別て文武を勵み、夜は遅く寢朝は早天に起出て、老若
方の對客登城前を始支配の逢等を怠らず勤けるが、此節御旗本御家人ども、殊の外華美なる事を好み、
大小衣類等派手風流に立立ち、新吉原町其外盛り場ノをぞめき歩き、地廻りと唱へて、夫々に組々
を立て大道狭しと肩をいからし脰を張り、喧嘩口論絶間無りける、當時源三郎の從弟に白須賀助治と
云若者ありしが、遊女狂ひに現を抜し、先祖より御家人の家柄も名跡養子となし、多分の株金をとり
しと雖も、其金も程なく遣ひ捨て、今は残り少なくなりければ、茲に惡念起り、座光寺源三郎は内福
にて金銀に不足なく殊に若年なれば、彼を唆かして玉に遣ひ、其上汁にて自身が遊ばんと一人心に悦
び、源三郎方へ久々に尋ね行き、四方八方の咄しをなし、頃しも四月上旬なれば葉櫻を詠め又時

鳥の初音をも聞いたため、明早朝向島邊へ同道せんと云ふに、源三郎も豫て風流を好みければ、大いに喜び、「夫こそ面白き事ならん必らず同道申すべし」と約束して、翌朝明るを待兼ね兩人支度を調べ、誘ひ合ひて打連立しが、其日は天氣も好ければ、殊さら保養にならんと悦び勇み、向島を指てぞ急ぎける、

源三郎助治同道隅田川遊歩の事

并源三郎遊女常盤木の許へ通ふ事

橋の千蔭が歌に、隅田川堤にたちて船までば、水上遠く啼ほと、ぎすと詠じたるも實にやと思はれ、源三郎助治の兩人は葉櫻の蔭を彼所此所と歩行ながら、時鳥の遠音も又一しほと思はれ、むらさきの筑波の嶺は波の綾瀬に縊出せるが如く、實に類ひなき眺めぞと、仙境に遊ぶ心地せられて傍邊の或茶店に休み、用意の瓢を取出し暫し酒を波交せしが、互ひに奥底なく物語る中、助治は豫て心に一物あれば、源三郎に向ひ、「其許には若年にて父に別れ給ひしにより、何角心結ばれ病ひを發する時は、第一先祖へ不孝二ツには身體を受けたる親に不孝なり、少しは氣を養ひ、壽命を延すこそ宜しけれ、某とても父母に別れ、一旦は大いに心を勞し病身となり甚だ難澁せしが、然名醫の勧めに任せ、氣を轉じたる故、心涼くなれり、勤めを勵み給ふは道理成ども、氣を詰病を發しなば後悔有ん、人十五歳よ